

令和2事業年度 事業報告書

独立行政法人 日本学生支援機構

* * * * * 目 次 * * * * *

【トピックス】令和2年度における新型コロナウイルス感染症への主な対応	1
1. 法人の長によるメッセージ	3
2. 法人の目的、業務内容	4
(1) 法人の目的	4
(2) 業務内容	4
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	5
4. 中期目標	6
(1) 概要	6
(2) 一定の事業等のまとめごとの目標等	7
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	8
(1) 経営基本理念	8
(2) 経営方針	8
6. 中期計画及び年度計画	9
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	12
(1) ガバナンスの状況.....	12
(2) 役員等の状況.....	12
① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴.....	12
② 会計監査人の名称	14
(3) 職員の状況	14
(4) 重要な施設等の整備等の状況.....	14
① 当事業年度に完成した主要な施設等	14
② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充	14
③ 当事業年度に処分した主要な施設等	14
(5) 純資産の状況.....	14
① 資本金の額及び出資者ごとの出資額	14
② 目的積立金の申請状況、取崩内容等	14
(6) 財源の状況	15
① 財源の内訳	15
② 自己収入に関する説明.....	15
(7) 社会及び環境への配慮等の状況.....	15

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	17
(1) リスク管理の状況	17
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	17
① 主なリスクへの対応状況	17
② 業務実施体制の見直し	18
9. 業績の適正な評価の前提情報	20
(1) 奨学金事業	20
(2) 留学生支援事業	21
(3) 学生生活支援事業	22
10. 業務の成果と使用した資源との対比	23
(1) 自己評価	23
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	25
11. 予算と決算との対比	26
12. 財務諸表に関する法人の長による説明情報	27
(1) 貸借対照表	27
(2) 行政コスト計算書	28
(3) 損益計算書	28
(4) 純資産変動計算書	29
(5) キャッシュ・フロー計算書	30
13. 内部統制の運用に関する情報	32
(1) 内部統制の運用（業務方法書第 47 条、第 51 条）	32
(2) リスクの管理（業務方法書第 52 条）	32
(3) 監事監査・内部監査（業務方法書第 55 条、第 56 条）	32
(4) 入札及び契約に関する事項（業務方法書第 58 条）	32
(5) 予算の適正な配分（業務方法書第 59 条）	32
14. 法人の基本情報	34
(1) 沿革	34
(2) 設立に係る根拠法	34
(3) 主務大臣	34
(4) 組織図	35
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	36
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	37
(7) 主要な財務データの経年比較	37

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画.....	37
① 予算.....	37
② 収支計画	39
③ 資金計画	39
15. 参考情報	41
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	41
①貸借対照表.....	41
②行政コスト計算書	41
③損益計算書.....	42
④純資産変動計算書.....	42
⑤キャッシュ・フロー計算書.....	42
(2) その他公表資料等との関係の説明	43

【トピックス】令和2年度における新型コロナウイルス感染症への主な対応

奨学金事業

【家計の急変等により学業継続が困難となった学生等への緊急支援】

・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、10万円（非課税世帯の場合20万円）を支給

・緊急特別無利子貸与型奨学金の創設

アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、緊急的に有利子奨学金を実質無利子で貸与（利子を国が補填）

・家計急変世帯への対応

給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）による採用

【卒業延期や休学する学生等に対する貸与型奨学金の期間延長等】

・最高学年でやむを得ず卒業延期となった学生等への支援

就職の内定取消し等でやむを得ず、令和3年度も在学する学生等で、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金の必要性を認められた場合は、第二種奨学金の貸与期間を最大1年延長

・休学中の学生等への支援

ボランティアに参加する等、学びの複線化を理由として休学する学生等で第二種奨学金の貸与を受けている場合は、休学期間中も最大1年間貸与を継続

第二種奨学金の貸与を受けていない場合は、新たに申し込みを受付

【貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を拡充】

・返還期限猶予制度における対応

申請書のみ提出で迅速に振替を停止

猶予期間がすでに上限の10年（120か月）に達している者を対象に、さらに最大12か月延長

留学生支援事業

【外国人留学生に対する支援】

・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（再掲）

・国費外国人留学生に対する支援

奨学金支給期間終了後、帰国困難である留学生に対して奨学金を支給

新規渡日する留学生に対し入国後の待機のために必要となる滞在費（宿泊費）を支給

・私費外国人留学生に対する支援

経済的理由により修学が困難である外国人留学生に対して、留学生受入れ促進プログラムにおいて特別追加採用を実施

【日本人留学生に対する支援】

・JASSO 災害支援金の支給（JASSO に対する寄附金を原資）

日本学生支援機構からの奨学金を受給している日本人留学生のうち、帰国を余儀なくされ、かつ、検疫所長が指定する場所

において 14 日間待機を要請された者に対して、JASSO 災害支援金（10 万円）を支給

・海外留学支援制度にかかる特例措置

一時帰国者及び新規渡航者への渡航支援金支給（協定派遣、学位取得型）

留学開始時期の延期及び支援期間の延長を可能とする（学位取得型）

感染症危険情報レベル 2 以上の国・地域への渡航を条件付で支援（学位取得型）

・～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～にかかる取扱の柔軟化

令和 2 年度で終了予定であった留学生派遣を 1 年延長し、追加募集を実施

学生生活支援事業

・「新型コロナウイルス感染症への対応と学生支援の課題」をテーマとしてセミナーを実施

コロナ禍に対する大学等の取組等について事例紹介

・新型コロナウイルス感染症予防に関する状況調査の実施

障害学生支援にかかる調査として、新たに実施

・「コロナ禍における障害学生支援」をテーマとしてセミナーを実施

コロナ禍における障害学生支援について事例紹介

・コロナ禍におけるキャリア教育・就職支援事業の実施

コロナ禍における就職・キャリア支援について、産学によるディスカッション等を実施

その他

・寄附金による「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」の実施

民間企業や個人から寄せられた寄附金を原資として、経済的に困窮した学生等を支援する大学等に対し、当該支援に係る経費の一部又は全部の額を助成

- (1) 対象となる学校：大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4・5 年）、
専修学校（専門課程）、日本語教育機関等

- (2) 助成の規模：約 20 億円（対象となる学校からの申請額：約 17 億円）

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、平成16（2004）年4月1日に、国の様々な学生支援事業を総合的に実施する中核機関として創設されました。その目的は、「我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること」（日本学生支援機構法第3条）と定められており、文部科学大臣から与えられる中期目標の達成に向けて、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業の各事業の運営を行っています。

グローバル化が進展し、ICTやAIをはじめとする科学技術が急速に進歩するなかで、社会は変容を続けており、高等教育も、それをとりまく状況も大きく変わりつつあります。さらに、昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちが生きる世界の姿を一変させました。JASSOが支援している学生生活も未曾有の変化にさらされています。従来の対面型授業に代わってオンライン授業が増加しましたし、キャンパスへの立ち入りが制限されたことで、図書館の利用や課外活動はもとより、友人や仲間との日常的な交流さえ難しくなっています。留学生の受け入れ、送り出しなど、近年拡大してきた国際交流の機会も激減しました。

特に学生生活を支える経済状況は深刻さを増し、ネット環境の整備等の新たな支出が生じる一方で、アルバイト収入の激減や家計急変に伴う困難が拡大しています。また、経済状況の悪化は、現役の学生だけでなく貸与型奨学金の返還者をも圧迫しています。

このような事態を受けて、JASSOでは国および大学等の関係機関とも十分に連携しつつ、例年にはない種々の緊急対応を行い、学生支援の体制を補強してきました。令和2年度における主な支援策については、巻頭トピックスをご覧ください。

2015年9月の国連サミットで決議された2030アジェンダは、17のSDGs（持続可能な開発目標）を掲げ、その第4の目標を、「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と定めました。新型コロナウイルス等の感染症や地球温暖化のような人類共通の問題から身近な地域社会の課題に至るまで、現在の諸問題に向き合い、より良い未来を作り上げていくためには、教育・研究等の知的活動の場が広く開かれ、誰もがアクセスできることが大切です。With/Afterコロナの社会において、学びの重要性がこれまで以上に増すことは確実であり、学生支援体制の一層の強化が必要であると考えます。

学びたいという意欲、学ぼうとする意志を持つ人々が、ためらうことなく学びの道を選択し、安心して学業を継続できるよう、JASSOは不断の努力を続けてまいります。

皆様方におかれましては、JASSOの事業活動への一層のご理解をお願いするとともに、今後とも格別のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉岡 知哉

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的としています。（独立行政法人日本学生支援機構法第3条）

(2) 業務内容

機構は、独立行政法人日本学生支援機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行うとしています。

- 学生等への学資の貸与及び支給その他の援助
- 留学生への学資の支給その他の援助
- 留学生寄宿舍等の設置及び運営
- 日本留学試験の実施
- 日本語予備教育の実施
- 留学生寄宿舍の設置者等への助成金の支給
- 留学生交流の推進
- 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供
- 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

（独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項）

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

文部科学省の政策目標は13の柱から構成されていますが、機構の各業務と文部科学省の政策ごとの予算との対応関係につきましては、以下政策体系図のとおり、3つの政策目標の下に位置づけられています。

独立行政法人日本学生支援機構の政策体系図

主な政府方針・政策

- 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）
- ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）
- 第4次障害者基本計画（平成30年3月30日閣議決定）
- 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）
- 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）
教育費負担の軽減に向けた経済的支援、大学生等の留学生交流・国際交流の推進、キャリア教育の充実、障害のある学生等に対する支援の推進等

文部科学省の政策目標

- ◎ 政策目標4 個性が輝く高等教育の振興
施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- ◎ 政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進
施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進
- ◎ 政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進
施策目標13-1 国際交流の推進

独立行政法人日本学生支援機構法

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

第4期中期目標期間における日本学生支援機構の役割

学生支援の中核機関として、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に実施

学資の貸与及び支給 その他の学生等の修学の援助

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、奨学金事業を実施等

大学等が学生等に対して行う 修学・進路選択等の援助

大学等の学生生活に関する調査、分析、情報提供やキャリア・就職支援や障害のある学生等の支援に資するための先進的な事例の収集・分析・提供等を行い、大学等における効果的な取組の実施を支援 等

留学生交流の推進 を図るための事業

戦略的な留学生交流の推進、グローバル人材の育成、学生の双方向交流を一層活性化していくため、留学に係る情報提供から、在学中の支援、就職・帰国後のフォローまで一貫した取組を実施 等

4. 中期目標

(1) 概要

① 中期目標期間

機構の第4期中期目標期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間です。

② 中期目標の概要

機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）において、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）における学生支援の中核機関として、（i）学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、（ii）大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、（iii）留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが求められています。

「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）においては、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学支援と、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れの推進や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行も踏まえた障害のある学生の修学機会の整備の推進などのきめ細やかな学生支援の充実が求められています。他方で、大学独自や様々な主体による就職支援が行われるなど状況は大きく変化しています。

現在、我が国では、最終学歴によって平均賃金に差がある中、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低く、格差の固定化を防ぐためにも高等教育のアクセスの機会均等の充実が必要であり、また、少子化の進展への対処としても、子育てや教育に係る費用負担の軽減等が求められています。こうした観点から、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、少子化の進展に対処するため、真に支援が必要な低所得世帯の者の修学に係る経済的負担が軽減されるよう、給付奨学金の大幅な拡充に対応することが必要とされています。

機構は、学生支援に関する事業を包括的に実施してきた機関として、これらの要請に応え、業務の能率的・効率的な運営を基本方針としつつ、拡大する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待されています。

以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標が定められています。

[中期目標の詳細は、リンク先（業務に関する情報（第4期中期目標期間））をご覧ください。](#)



(2) 一定の事業等のまとめごとの目標等

機構では中期目標における一定の事業等のまとめごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。開示しているセグメント情報及び対応する勘定区分については、以下のとおりです。

一定の事業等のまとめ (セグメント区分)	勘定区分
奨学金事業	学資支給業務勘定
留学生支援事業	一般勘定
学生生活支援事業	

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 経営基本理念

JASSOの2つのS、“Student Services”を我々の活動の原点として、学生がどんなときでも安心して学ぶことができるよう、必要なサービスを提供していくことを組織の目的に掲げ、我が国の将来を担う若者たちの学びと成長を見守っていきます。

具体的には、奨学金、留学生支援、学生生活支援の3つの支援事業を行い、我が国の学生の学びを支える重要なインフラを提供する学生支援のナショナルセンターとして、次代の社会を担う人材の育成に貢献します。

(2) 経営方針

① 学生に対する支援

我が国における学生支援の中核機関として、学生を取り巻く状況や生活の実態を踏まえ、教育の機会均等を担保する奨学金の貸与及び給付のほか、グローバル化に向けた留学生交流の積極的な支援、多様化するニーズに応じた学生生活の支援等を行い、若者の学びを支えています。

② 高等教育機関に対する支援

意欲のある学生の修学の場として、社会に有為な人材の輩出を担う高等教育機関に対し、今後期待される学びの環境整備を組織的に支援することにより、教育機能の高度化と学校経営の基盤強化を支えています。

③ 国・大学・企業等との連携・協力

国・大学・企業等と密接に連携・協力し、それぞれが持つ資源や能力、発想を結集することにより、社会全体で学生の学びを支えると同時に社会が求める人材を育成し得る、より質の高い効果的な学生支援を実現します。

④ 学生支援のナショナルセンターとしての機能の充実

学生支援のナショナルセンターとして、国の関連施策の基礎となる学生生活・学生支援の実態に関する情報収集・分析を充実させるとともに、国全体を通じた課題の把握・分析、先進的な取組の情報提供等を行っていきます。

⑤ 事業の不断の見直しと効率的な経営

理事長のリーダーシップの下、社会の諸情勢の変化に応じて事業の不断の見直しを行うとともに、独立行政法人としての特性を十分に活用した迅速な意思決定に基づき、適切な経営資源の配分を実施し、効率的な経営を行います。

6. 中期計画及び年度計画

第4期中期計画（平成31年4月～令和6年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和2年度の年度計画の項目及び主な内容は次のとおりです。

[中期計画・年度計画の詳細は、リンク先（業務に関する情報（第4期中期目標期間））をご覧ください。](#)



第4期中期計画	令和2年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 奨学金事業	
(1) 貸与奨学金	
①奨学金の的確な貸与	
②適格認定の実施	
③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収	
総回収率：91.4%以上	総回収率：89.53%以上
当年度分回収率：97.3%以上	当年度分回収率：97.11%以上
3ヶ月以上延滞債権数の割合： 10%以上改善	3ヶ月以上延滞債権数の割合： 4%以上改善（3.42%以下）
3ヶ月以上延滞債権額の割合： 3.26%以下	3ヶ月以上延滞債権額の割合： 3.34%以下
④機関保証制度の運用	
⑤減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用	
⑥所得連動返還方式の運用	
(2) 給付奨学金	
①奨学金の的確な支給	
②適格認定の実施	
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	
①奨学金制度の周知及び広報の充実	
②学校との連携強化	
③効果検証方策等の検討	
2 留学生支援事業	
(1) 外国人留学生に対する支援	
①日本留学に関する情報提供等の充実	

②日本留学試験の適切な実施	
渡日前入学許可実施校数： 182 校以上	渡日前入学許可実施校数： 182 校以上
③日本語教育センターにおける教育の実施	
卒業予定者による満足度： 肯定的評価の割合 80%以上	卒業予定者による満足度： 肯定的評価の割合 80%以上
④学資金の支給等	
⑤宿舍の支援及び交流促進	
⑥卒業・修了後の支援	
(2) 日本人留学生に対する支援	
①海外留学に関する情報提供等の充実	
イベント実施・協力回数： 126 回以上	イベント実施・協力回数 26 回以上
②学資金の支給	
3 学生生活支援事業	
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	
(2) 障害のある学生等に対する支援	
(3) キャリア教育・就職支援	
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 業務の効率化	
(1) 一般管理費等の削減	
一般管理費：2 億 7,300 万円以下 (削減率 16.0%以上)	一般管理費：3 億 500 万円以下 (削減率 6.2%以上)
業務経費：50 億 6,200 万円以下 (削減率 9.0%以上)	業務経費：53 億 6,300 万円以下 (削減率 3.6%以上)
(2) 人件費・給与水準の見直し	
(3) 契約の適正化	
2 組織の効果的な機能発揮	
3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	
III 財務内容に関する事項	
1 収入の確保等	
2 寄附金事業の実施	
3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	
4 予算、収支計画及び資金計画	
5 短期借入金の限度額	
6 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産の処分等に関する計画	
7 重要な財産の処分等に関する計画	

8 剰余金の使途
IVその他業務運営に関する重要事項
1 内部統制・ガバナンスの強化
(1) 事業運営への外部有識者の参画
(2) 外部評価の実施
(3) 理事会等によるガバナンスの確保
(4) リスク管理の推進
(5) コンプライアンスの推進
(6) 内部監査の実施
2 情報セキュリティ対策の推進
3 広報・広聴の充実
4 施設及び設備に関する計画
5 人事に関する計画
(1) 方針
(2) 人事に係る指標
6 中期目標の期間を超える債務負担
7 積立金の使途

				平成2年11月 法学博士（東京大学） 平成8年4月 立教大学法学部政治学科教授 平成14年4月 立教大学法学部長 平成22年4月 立教大学総長 平成30年4月 立教大学名誉教授
理事長代理・ 理事	永山 賀久	（理事長代理） 自 令和元年10月1日 至 令和4年3月31日 （理事） 自 令和元年10月1日 至 令和4年3月31日	政策企 画、財務 及びグロ ーバル人 材育成に 関する業 務担当	昭和59年4月 文部省採用 平成25年10月 文部科学省大臣官房審議官 （スポーツ・青少年局担当） 平成26年7月 農林水産省大臣官房審議官（消 費・安全局担当） 平成28年7月 文部科学省大臣官房付文部科 学戦略官（大学改革担当） 平成29年1月 放送大学学園理事 平成30年10月 文部科学省初等中等教育局長 令和元年9月 文部科学省退職（役員出向）
理事	吉田 真	自 平成28年4月1日 至 令和4年3月31日	総務、情 報及び学 生生活に 関する業 務担当	昭和54年7月 日本育英会採用 平成22年8月 日本学生支援機構債権管理部 長 平成24年4月 日本学生支援機構総務部長 平成28年3月 日本学生支援機構退職
理事	大谷 圭介	自 平成29年7月11日 至 令和3年3月31日	奨学金に 関する業 務担当	平成2年4月 文部省採用 平成25年4月 文部科学省生涯学習政策局調 査企画課長 平成25年7月 文部科学省生涯学習政策局参 事官 平成27年8月 文化庁文化財部伝統文化課長 平成29年7月 文部科学省退職（役員出向）
理事	吉野 利雄	自 令和2年4月1日 至 令和4年3月31日	留学生及 び日本語 教育に関 する業 務担当	昭和58年4月 日本国際教育協会採用 平成28年4月 日本学生支援機構総務部長 平成31年4月 日本学生支援機構留学生事業部 長 令和2年3月 日本学生支援機構退職
監事	澤木 公義	自 平成26年4月1日 至 令和5事業年度の財 務諸表承認日	—	昭和60年4月 学校法人駿河台大学設立準備 室採用 平成5年1月 駿河台大学図書館司書長 平成10年12月 学校法人文化学園採用 平成14年4月 文化学園秘書室長

監事 (非常勤)	小川 千恵 子	自 平成26年4月1日 至 令和5事業年度の財 務諸表承認日	—	平成3年10月 センチュリー監査法人採用 平成13年4月 新日本監査法人さいたま事務所 採用 平成18年2月 監査法人日本橋事務所採用 平成22年7月 リソース・グローバル・プロフェッショ ナルズ採用 平成26年3月 小川会計事務所開業
-------------	------------	--------------------------------------	---	--

② 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末現在543人（前期比12人増加、2.3%増）であり、平均年齢は44.8歳（前期末44.7歳）となっています。

このうち、国等からの出向者は15人、民間からの出向者は8人、令和3年3月31日退職者は23人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等

該当なし

② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

該当なし

③ 当事業年度に処分した主要な施設等

該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	100	-	-	100
資本金合計	100	-	-	100

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

当期総利益 5,141 百万円については、機構設立以前に貸与された奨学金債権に係る貸倒引当金減少に伴う戻入による現金を伴わない会計処理上の利益（4,716 百万円）を主な要因としていることから、「独立行政法人の経営努力認定について」（平成26年6月27日（平成28年6月1日一部改

訂)・総務省行政管理局)の基準に合致するものではないため、通則法第44条第3項の目的積立金として申請は行わず、中期目標期間における貸倒引当金繰入の発生等に備えるための積立金として整理しています。

また、貸倒引当金増額に伴う繰入のための財源とすること及び自己収入で取得した資産の償却等を使用に承認を受けた前中期目標期間繰越積立金については、今期、前中期目標期間中に自己収入で取得した資産の償却により146百万円取り崩しを行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

区分	金額(百万円)	構成比率(%)
借入金等	974,901	45.6
運営費交付金	15,788	0.7
国庫補助金	227,316	10.6
施設整備費補助金	34	0.0
受託収入等	48	0.0
寄附金収入	2,249	0.1
貸付回収金	885,863	41.4
貸付金利息等	26,838	1.3
政府補給金	3	0.0
その他	5,151	0.2
合計	2,138,189	100

② 自己収入に関する説明

機構の自己収入は40,516百万円で、事業別に区分すると、奨学金事業で38,403百万円、留学生支援事業では2,067百万円等となっています。

奨学金事業に係る自己収入の内訳は、有利子である第二種学資貸与金に係る学資貸与金利息26,684百万円、貸付金の滞納に対する延滞金収入3,813百万円等となっています。

留学生支援事業に係る自己収入の内訳は、官民協働海外留学支援制度等に係る寄附金収益742百万円、日本留学試験に係る日本留学試験検定料収入351百万円、留学生宿舍の館費等の収入566百万円等となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

機構では、社会及び環境への配慮の方針として以下を定め、各方針に沿った取組みを実施しています。

- 「独立行政法人日本学生支援機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」

- 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」
- 「独立行政法人日本学生支援機構 行動計画」（女性活躍推進のための行動計画）
- 「機構における女性の活躍推進に向けた公共調達の取組の実施について」
- 「セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止に関する規程」
- 「独立行政法人日本学生支援機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

また、機構では、日本国憲法第 26 条や教育基本法第 4 条に定められる「教育の機会均等」の理念の下、奨学金事業を実施しており、機構が担う奨学金事業は、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の内、目標 4「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」の達成に貢献する等、ソーシャルプロジェクトとして位置付けられるものと考えております。平成 16 年より、貸与奨学金の財源を円滑に獲得するために日本学生支援債券を発行しておりますが、平成 30 年 9 月発行の第 52 回債から、ICMA（International Capital Market Association／国際資本市場協会）が定義するソーシャルボンド原則に適合する旨、世界有数の ESG（環境〈Environment〉、社会〈Social〉、ガバナンス〈Governance〉）評価機関であるヴィジオアイリス（Vigeo Eiris・フランス）からセカンドオピニオンを取得し、ソーシャルボンドとして発行しています。

日本学生支援債券に係るセカンドオピニオンの取得にあたっては、機構の発行体としての ESG パフォーマンスのレベルについても評価を受けており、日本学生支援機構の ESG パフォーマンスは良好な水準にあるとの評価を得ています。

[ソーシャルボンドに関する詳細は、リンク先（ソーシャルボンド）をご覧ください。](#)



8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

機構では、目標の達成及び業務の適正確保を図るため、リスク管理全般に必要な事項を定めた「リスク管理規程」を制定するとともに、「リスク管理委員会」を設置し、目標の達成を阻害する可能性を有する要因（リスク）を的確に把握し、その発生可能性の低減化、又は発生した場合の損失・被害の最小化を図るための措置を行うこととしています。

令和2年度は、リスク管理委員会を2回開催し、「2020（令和2）年度 リスク管理実施計画」に基づきリスク管理に取り組み、機構内外の環境変化を踏まえ、リスクの洗い出し、評価、モニタリングを行い現場と経営陣が一体となり、リスク管理の一層の推進を図りました。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 主なリスクへの対応状況

ア) 自然災害等による業務継続に関するリスク

地震等の自然災害や重大感染症の発生により、業務運営に影響が生じることは重大なリスクと認識しており、国民生活上重要かつ停滞してはならない事務について、災害等の被害を受けても中断せず、また中断した場合でも可能な限り短い時間で回復させることを目的として、「事業継続計画」を策定し、優先復旧業務を奨学金貸与に係る資金調達や振込等と定めております。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて得た経験等の事業継続計画への反映要否等も含め、所要の検討を実施しました。

イ) 情報システムに関するリスク

情報セキュリティインシデントの発生は、業務の安定的な運営の阻害や個人情報を含む機密情報の漏洩に繋がる極めて重大なリスクであり、当該リスク管理のため機構では「情報セキュリティ対策基準」を策定し機構の情報セキュリティを確保するために採るべき対策、及びその水準を高めるための対策の基準を定め具体的な対応を行っています。また、セキュリティインシデントの未然防止、発生時の迅速な対応のため、JASSO-CSIRT（日本学生支援機構セキュリティ緊急時対応体制）を整備しインシデント対応体制を確立しています。令和2年度においては、情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画に基づく実施体制の整備及び教育を実施しました。

ウ) 金融リスク

奨学金事業における、財務の健全性の確保や安定的な運営を実施するために、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図っており、金融リスクについては、以下の区分でリスク管理態勢を整備しています。

・ 奨学金に関するリスク

- 【信用リスク】 債務者の返還能力低下により資産の価値が減少・消失し機構が損失を被るリスク
- 【自己査定リスク】 機構による資産査定が適切に実施されないことで適切な償却・引当が行われ

ないリスク

- 資金調達に関するリスク

【金利リスク】 資産と負債の金利の変動により機構が損失を被るリスク

【流動性リスク】 資金調達が困難になることで機構の資金繰りが逼迫するリスク

令和2年度においては、上記について機構内外の環境変化を踏まえたリスクの洗い出し、リスク管理委員会によるモニタリングを実施し、PDCAサイクルを実践した結果、新たなリスクとして認識される事項はありませんでした。

② 業務実施体制の見直し

ア) 新規事業への対応、組織の見直し

令和2年4月においては、以下の組織改編を実施しました。

- 寄附金室

寄附金に関する窓口を明確化し、寄附の円滑な受け入れと効率的な執行のため、政策企画部広報課及び総合計画課から寄附金関係業務を分離し、寄附金室を部に設置しました。

- 減額・猶予課

返還期限猶予制度の手続に関する適正な管理と効率的な執行のため、返還猶予係を二係に分離しました。

- 国際奨学課

国際奨学課フォローアップ事業係をフォローアップ・キャリア支援係に改組し、外国人留学生への卒業・修了後支援に関する部内業務の一元化を行いました。

- 日本語教育センター

東京日本語教育センターにおいて総務を総務課に、校務を学生課に変更し、大阪日本語教育センターにおいて総務を総務・学生課に変更しました。

令和2年8月においては、以下の組織改編を実施しました。

- 特別採用課

家計急変にかかる採用業務及び支援区分見直し業務等を円滑かつ効率的に実施するため、貸与・給付部内に特別採用課を設置しました。

イ) 研修体系及び人事評価制度の着実な運用・定着

令和2年度の研修については、全ての職員が何らかの研修を受講することを目標として、組織的・体系的な研修計画を策定しました。研修内容については、機構の業務内容の質的变化や、学生ニーズの様々な展開を想定して、柔軟かつ機動的に見直しを行いました。さらに、国・大学等外部機関への派遣など、幅広い機会を提供しました。

人事評価制度については、職員の士気を高め、効果的、効率的に業務を運営するため、職員の適性・能力や経験を正しく評価し、給与等に反映することとして、複数の上司による公正で納得性のある人事評価を実施しました。

詳細は、以下のリンク先ページに掲載の「令和2年度業務実績等報告書」を参照ください。
[業務に関する情報（第4期中期目標）のページへリンク](#)



9. 業績の適正な評価の前提情報

令和2年度の機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

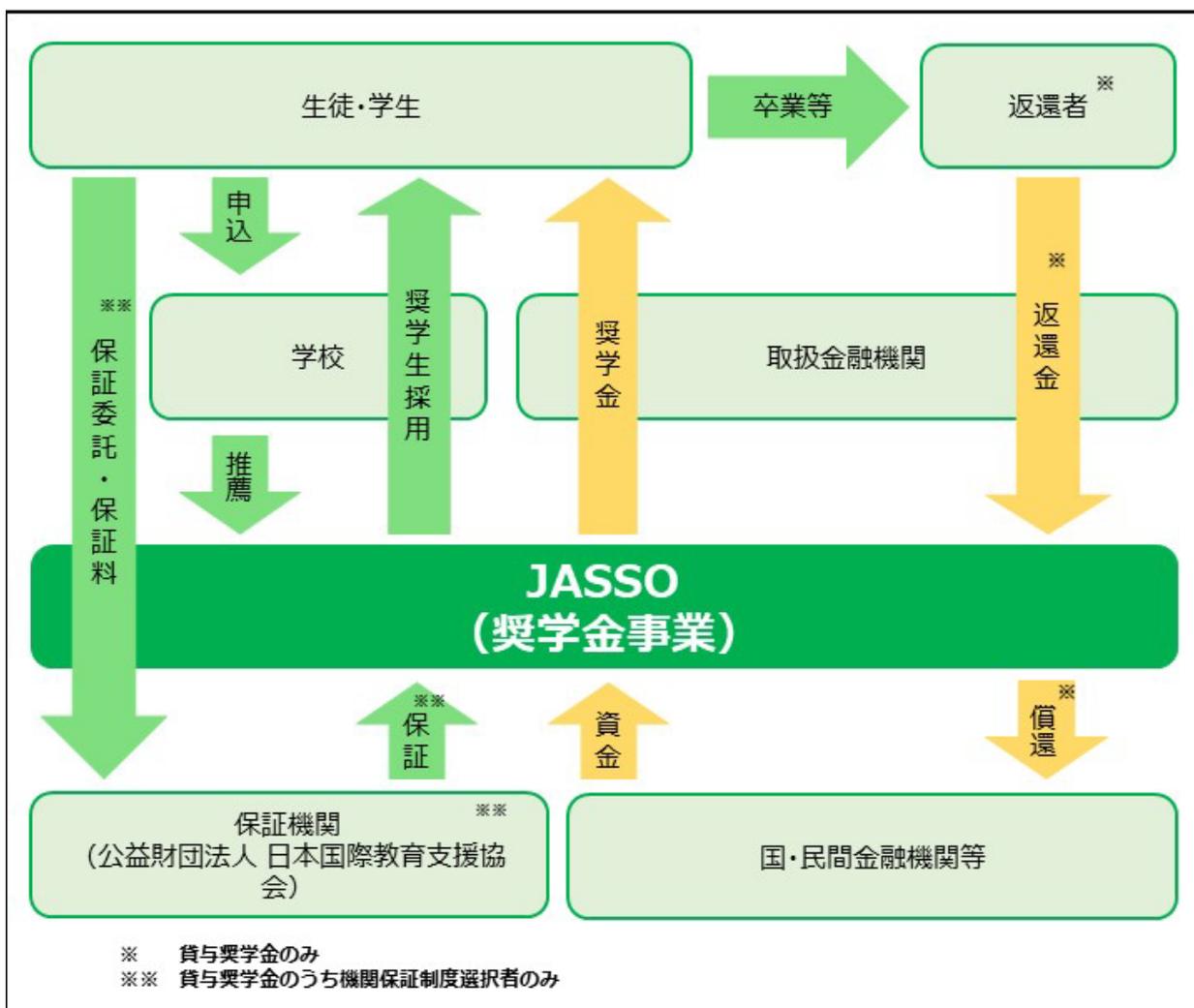
[各事業の具体については、リンク先（目的・事業概要＞JASSO 概要）をご覧ください。](#)



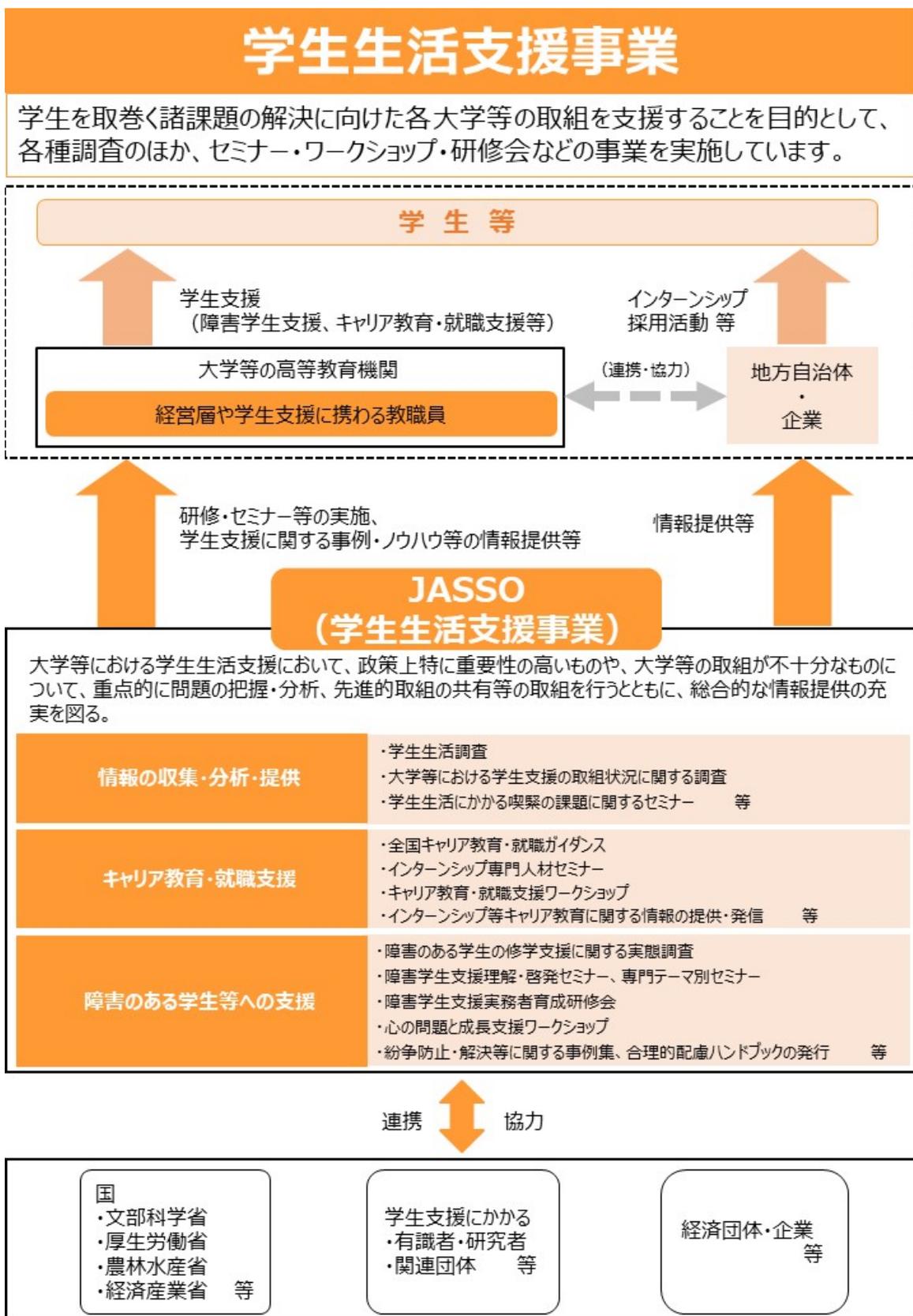
(1) 奨学金事業

奨学金事業

憲法、教育基本法に定める「教育の機会均等」の理念のもと、経済的理由で修学が困難な優れた学生等に学資の貸与及び給付を行っています。



(3) 学生生活支援事業



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

各業務（セグメント）ごとの具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要は以下のとおりです。
[詳細につきましては、リンク先に掲載している業務実績等報告書をご覧ください。](#)



(単位：百万円)

項目	評価 (※)	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置項		
1 奨学金事業	A	241,433
(1) 貸与奨学金	A	
① 奨学金の的確な貸与	A	
② 適格認定の実施	B	
③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収	B	
④ 機関保証制度の運用	B	
⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用	A	
⑥ 所得連動返還方式の運用	B	
(2) 給付奨学金	A	
① 奨学金の的確な支給	A	
② 適格認定の実施	B	
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	B	
① 奨学金制度の周知及び広報の充実	B	
② 学校との連携強化	B	
③ 効果検証方策等の検討	B	
2 留学生支援事業	B	
(1) 外国人留学生に対する支援	B	
① 日本留学に関する情報提供等の充実	B	
② 日本留学試験の適切な実施	B	
③ 日本語教育センターにおける教育の実施	B	
④ 学資金の支給等	A	
⑤ 宿舍の支援及び交流促進	B	
⑥ 卒業・修了後の支援	B	
(2) 日本人留学生に対する支援	B	
① 海外留学に関する情報提供等の充実	B	
② 学資金の支給	B	

3 学生生活支援事業	B	284
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	B	
(2) 障害のある学生等に対する支援	B	
(3) キャリア教育・就職支援	B	
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1 業務の効率化	B	
(1) 一般管理費等の削減	B	
(2) 人件費・給与水準の見直し	B	
(3) 契約の適正化	B	
2 組織の効果的な機能発揮	B	
3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	B	
Ⅲ 財務内容に関する事項		
1 収入の確保等	B	
2 寄附金事業の実施	A	
3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	B	
4 予算、収支計画及び資金計画	B	
5 短期借入金の限度額	B	
6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画		
7 重要な財産の処分等に関する計画		
8 剰余金の使途	-	
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項		
1 内部統制・ガバナンスの強化	B	
(1) 事業運営への外部有識者の参画	B	
(2) 外部評価の実施	B	
(3) 理事会等によるガバナンスの確保	B	
(4) リスク管理の推進	B	
(5) コンプライアンスの推進	B	
①コンプライアンス職員研修	B	
②個人情報保護の徹底	B	
③情報公開の適正な実施	B	
(6) 内部監査の実施	B	
2 情報セキュリティ対策の推進	B	
3 広報・広聴の充実	B	
4 施設及び設備に関する計画	B	
5 人事に関する計画	B	

(1) 方針	B	
(2) 人事に係る指標	B	
6 中期目標の期間を超える債務負担	-	
7 積立金の使途	B	
法人共通		2,687
合計		254,009

※評語の説明

- S：中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満）。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
評定(※)	B	-	-	-	-

※評語の説明

- S：中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満）。

11. 予算と決算との対比

収入 (単位:百万円)

区分	予算額(A)	決算額(B)	差額(B)-(A)	備考
借入金等	1,091,519	974,901	△ 116,618	民間借入金の減等
運営費交付金	15,651	15,788	136	令和2年度補正予算の措置による増
国庫補助金	251,089	227,316	△ 23,773	
育英資金返還免除等補助金	7,837	7,837	-	
学資支給基金補助金	-	-	-	
留学生交流支援事業費補助金	7,868	7,868	-	
学資支給金補助金	235,384	158,499	△ 76,885	学資支給金補助金経費執行減による減
学生支援緊急給付金給付事業補助金	-	53,112	53,112	学生支援緊急給付金給付事業費補助金の措置による増
施設整備費補助金	-	34	34	施設整備費補助金の措置による増
受託収入等	-	48	48	事業の受託による増
寄附金収入	2,665	2,249	△ 417	寄附金事業執行額の減による減
貸付回収金	868,746	885,863	17,118	回収金の増
貸付金利息等	26,353	26,838	485	貸付金利息等の増
政府補給金	45	3	△ 42	支払利息の減による減
事業収入	923	786	△ 137	留学生宿舍収入の減等
雑収入	3,291	4,365	1,074	延滞金収入等の増
計	2,260,282	2,138,189	△ 122,093	

支出

区分	予算額(A)	決算額(B)	差額(A)-(B)	備考
奨学金貸与事業費	1,044,404	899,552	144,852	奨学金貸与額の減
一般管理費	2,282	2,273	9	
うち、人件費（管理系）	1,082	1,031	51	人件費の減
物件費	1,201	1,242	△ 42	
業務経費	17,300	17,774	△ 474	
うち、人件費（事業系）	3,634	3,590	43	人件費の減
物件費	13,666	14,184	△ 518	業務委託費の増等
特殊経費	283	211	72	業務効率化による減等
借入金等償還	943,931	934,761	9,170	民間借入金償還額の減
借入金等利息償還	30,642	24,173	6,469	支払利息の減
施設整備費	-	34	△ 34	施設整備費補助金の措置による増
学資支給基金補助金経費	2,096	2,108	△ 12	学資支給金支給額の増
留学生交流支援事業費補助金経費	7,868	1,899	5,969	事業経費の減
学資支給金補助金経費	235,384	120,947	114,437	修学支援学資支給金支給額の減
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	50,361	△ 50,361	学生支援緊急給付金給付事業費補助金の措置による増
受託経費等	-	48	△ 48	事業の受託による増
寄附金事業費	2,665	2,249	417	寄附金事業執行額の減
計	2,286,856	2,056,389	230,467	

※詳細は、以下リンク先に掲載の「決算報告書」をご覧ください。

[「財務に関する情報（第4期中期目標）」ページへのリンク](#)



12. 財務諸表に関する法人の長による説明情報

<財務諸表、財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報>

(1) 貸借対照表

【法人単位】

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	9,746,842	流動負債	991,883
現金及び預金	312,746	一年以内償還予定日本学生支援債券	120,000
貸付金	9,432,490	一年以内返済予定長期借入金	811,096
第一種学資貸与金	2,876,707	その他	60,786
第二種学資貸与金	6,592,624	固定負債	8,818,688
貸倒引当金	△36,840	日本学生支援債券	120,000
その他	1,605	長期借入金	8,685,403
		退職給付引当金	4,303
固定資産	149,875	その他	8,982
有形固定資産	31,302		
無形固定資産	10,580	負債合計	9,810,571
投資その他の資産	107,993	純資産の部	
投資有価証券	20,400	資本金	100
破産再生更生債権等	122,719	政府出資金	100
貸倒引当金	△120,852	資本剰余金	30,826
未収財源措置予定額	81,309	利益剰余金	55,220
退職給付引当金見返	4,303		
差入保証金	114		
		純資産合計	86,147
資産合計	9,896,717	負債・純資産合計	9,896,717

財政状態

当事業年度末の資産合計は 9,896,717 百万円と、前年度末比 59,576 百万円増となりました。これは、国庫補助金の未執行分の増に伴う現金及び預金の 83,653 百万円増が主な要因です。

当事業年度末の負債合計は 9,810,571 百万円と、前年度末比 55,702 百万円増となりました。負債の内訳の中で増減額が大きかったものは、預り補助金等の増です。

当事業年度の利益剰余金合計は 55,220 百万円と、前年度末比 4,995 百万円増となりました。これは、当期利益 5,141 百万円の計上为主要な要因です。

(2) 行政コスト計算書

【法人単位】

(単位：百万円)

	金額
I 損益計算書上の費用	252,887
経常費用	252,886
臨時損失	1
II その他行政コスト	1,122
減価償却相当額	1,122
除売却差額相当額	0
III 行政コスト	254,009

運営状況

法人単位の当事業年度の行政コストは 254,009 百万円となりました。

(3) 損益計算書

【法人単位】

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	252,886
業務費	250,478
奨学金業務費	118,376
学資金支給業務費	2,110
修学支援学資金支給業務費	120,947
留学生学資金支給業務費	5,867
その他業務費	3,178
一般管理費	2,408
経常収益 (B)	251,534
補助金等収益等	214,550
自己収入等	34,167
その他	2,816
臨時損失 (C)	1

臨時利益 (D)	6,348
当期純利益 (E= B - A - C + D)	4,995
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (F)	146
当期総利益 (E+F)	5,141

運営状況

当事業年度の経常費用は 252,886 百万円と、前年度比 152,736 百万円増となりました。経常費用の内訳の中で増減額が大きかったものは、当事業年度より開始した新たな修学支援制度による給付奨学金事業に係る修学支援学資金支給業務費の 120,947 百万円の増、奨学金業務費の 53,623 百万円の増、学資金支給業務費の 14,284 百万円の減です。

当事業年度の経常収益は 251,534 百万円と、前年度比 148,336 百万円増となりました。経常収益の内訳の中で増減額が大きかったものは、補助金等収益の 155,130 百万円増、運営費交付金収益の 2,096 百万円増、学貸与金利息の 3,026 百万円減、財源措置予定額収益の 5,683 百万円の減です。

上記損益の状況として、当事業年度の当期総利益は 5,141 百万円と、前年度比 696 百万円増となりました。これは、機構設立以前に貸与された奨学金に係る貸倒引当金戻入益 312 百万円の増が主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

【法人単位】

(単位：百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期首残高	100	31,948	50,225	82,273
当期変動額				
I 資本金の当期変動額	-	-	-	-
II 資本剰余金の当期変動額	-	△1,122	-	△1,122
III 利益剰余金の当期変動額	-	-	4,995	4,995
当期変動額合計	-	△1,122	4,995	3,873
当期末残高	100	30,826	55,220	86,147

財政状態と運営状況との関係

当事業年度の純資産に係る当期末残高は86,147百万円と、前年度比3,873百万円増となりました。これは、機構設立以前に貸与された奨学金に係る貸倒引当金戻入益の4,716百万円等による利益剰余金の増が主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

【法人単位】

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	82,205
人件費支出	△4,888
学資貸与金の貸付による支出	△899,552
学資支給金の支給による支出	△2,108
修学支援学資支給金の支給による支出	△120,947
借入金の返済等による支出	△2,835,112
補助金等収入	243,106
学資金の回収による収入	885,858
借入等による収入	2,875,084
自己収入等	34,692
その他収入・支出	△93,928
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	1,744
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△296
IV 資金に係る換算差額 (D)	-
V 資金増加額 (E = A + B + C + D)	83,653
VI 資金期首残高 (F)	229,093
VII 資金期末残高 (G = F + E)	312,746

キャッシュ・フローの状況

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは82,205百万円と、前年度比82,117百万円の増となりました。支出においては、短期借入金の返済による支出が443,599百万円増、長期借入金の返済による支出が8,759百万円減、学資貸与金の貸付による支出が72,456百万円減等により、前年度比511,525百万円増となりました。一方、収入においては、国庫補助金収入が196,516百万円増、短期借入れによる収入が443,599百万円増、長期借入れによる収入が88,735百万円減、学資貸与金利

息の受取額が 3,018 百万円減等により、前年度比 593,642 百万円増となりました。その結果、収入増が支出増を上回ったため、全体的には前年度に比べ増となりました。

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 1,744 百万円と、前年度比 2,035 百万円の収入増となりました。これは、有価証券の償還による収入が 1,100 百万円増等となったことが主な要因です。

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△296 百万円と、前年度比 180 百万円の支出減となりました。

以上により、資金期末残高は 312,746 百万円と前年比 83,653 百万円の増となりました。

※詳細は、以下リンク先に掲載の「財務諸表」をご覧ください。

[「財務に関する情報（第 4 期中期目標）」ページへのリンク](#)



13. 内部統制の運用に関する情報

機構では、業務方法書において、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、独立行政法人日本学生支援機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を定めております。

(1) 内部統制の運用（業務方法書第 47 条、第 51 条）

役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として経営管理会議を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、原則毎月 2 回開催しています。

(2) リスクの管理（業務方法書第 52 条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応するため、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置しています。令和 2 年度はリスク管理委員会を 2 回（5 月、3 月）開催し、令和 2 年度のリスク管理実施計画の策定及びリスク管理体制の構築に係る取組の実施状況を確認しました。

(3) 監事監査・内部監査（業務方法書第 55 条、第 56 条）

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査報告を作成し理事長及び文部科学大臣に提出し、監査の結果、是正または改善を要する事項があると判断したときは理事長又は文部科学大臣に対してその旨の意見を提出できます。

また、理事長は、業務運営の効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期するため、監査員に命じ内部監査を行なわせ、その結果に対する改善措置状況について報告を受けることとなっております。令和 2 年度の内部監査として、業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を行い、適正に実施されたことを確認しています。

(4) 入札及び契約に関する事項（業務方法書第 58 条）

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、契約監視委員会規程の他、契約事務の適切な実施等を目的として契約事務取扱細則を定めています。令和 2 年度においては契約監視委員会を令和 2 年 6 月に開催し、令和 2 年度調達等合理化計画及び令和元年度の調達等合理化計画の自己評価について点検を行ないました。

(5) 予算の適正な配分（業務方法書第 59 条）

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制の整備及び評価結果を予算配分等に活用する仕組みの整備の一環として、理事長決定の予算編成方針に基づき、各予算責任者が作成した予算執行計画を財務部がとりまとめ、理事会での審議を経て予算を決定、配分しました。また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業実施状況やその後の見通しが流動的であったことを踏まえて、第 2 四半期及び第 3 四半期において、適正に予算が執行され

るよう配分額の見直しを行いました。さらに、補正予算が措置されたことを踏まえて、第 4 四半期においても見直しを行いました。

14. 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 16 年 4 月 日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として設立。

【旧法人の沿革】

- 日本育英会
昭和18年10月 財団法人大日本育英会として創立
昭和19年 4 月 特殊法人大日本育英会として設立
昭和28年 8 月 日本育英会に名称変更
- 日本国際教育協会
昭和32年 3 月 財団法人として設立
- 内外学生センター
昭和20年 3 月 文部省内に文部大臣を会長とした動員学徒援護会設立
昭和20年 7 月 財団法人勤労学徒援護会として設立
昭和22年 1 月 財団法人学徒援護会に名称変更
平成元年 4 月 財団法人内外学生センターに名称変更
- 国際学友会
昭和10年12月 外務省の外郭団体として創立
昭和15年12月 財団法人国際学友会（内閣情報局所管）として設立
昭和20年 8 月 所管官庁が外務省に移管
昭和54年 4 月 所管官庁が文部省に移管
- 関西国際学友会
昭和31年 6 月 財団法人関西国際学友会（外務省所管）として設立
昭和54年 4 月 所管官庁が文部省に移管

(2) 設立に係る根拠法

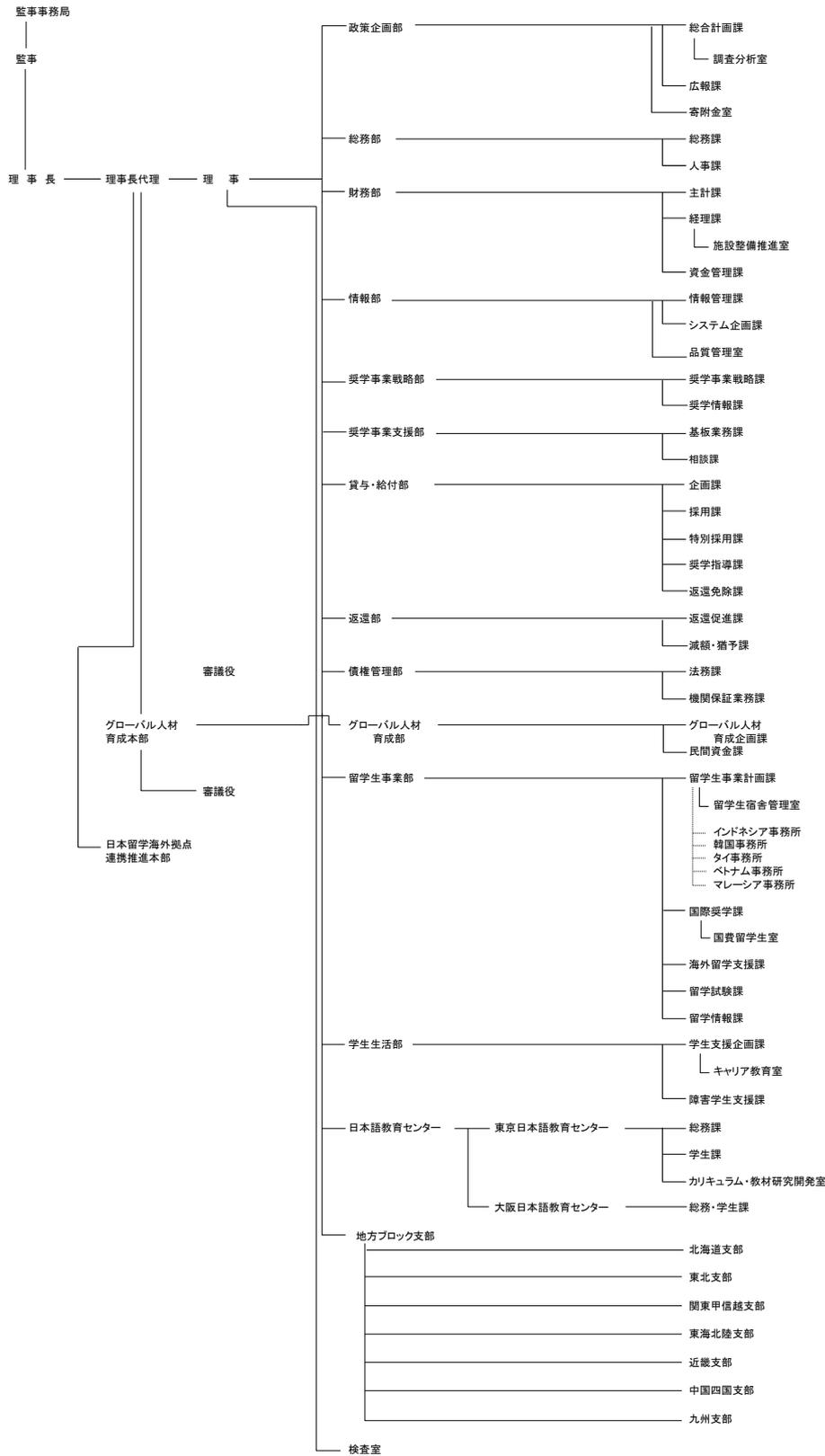
独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）

(3) 主務大臣

文部科学大臣（文部科学省高等教育局学生・留学生課）

(4) 組織図

(令和3年3月31日現在)



(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

- 【本部】 : 〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 S-3
【市谷事務所】 : 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
【市谷外堀事務所】 : 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町1-1 住友市ヶ谷ビル13F
【駒場事務所】 : 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
【青海事務所】 : 〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
【グローバル人材育成部】 : 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
(文部科学省内 官民協働海外留学創出プロジェクト)

【日本語教育センター】

- ・東京日本語教育センター : 〒169-0074 東京都新宿区北新宿3-22-7
・大阪日本語教育センター : 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13

【地方ブロック支部】

- ・北海道支部 : 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西3-11 北洋ビル10F
・東北支部 : 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1
読売仙台一番町ビル10F
・関東甲信越支部 : 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
・東海北陸支部 : 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-4-16
KDX名古屋日銀前ビル3F
・近畿支部 : 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-11-22
阪神神明ビルディング8F
・中国四国支部 : 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀4-27
上八丁堀ビル6F
・九州支部 : 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-9-27
野村不動産赤坂センタービル3F

【海外事務所】

- ・インドネシア(ジャカルタ) : Summitmas Tower II, 2nd Floor, Jalan Jenderal Sudirman, KAV 61-62, Jakarta 12190 INDONESIA
・韓国(ソウル) : 702 Garden Tower, 84 Yulgok-ro, Jongno-gu, Seoul 03131 Republic of KOREA
・タイ(バンコク) : 10F Serm-mit Tower, 159 Asok-Montri Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110 THAILAND
・ベトナム(ハノイ) : 4th Floor, CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, VIETNAM
・マレーシア(クアラルンプール) : A-7-5, Northpoint Offices, Mid Valley City, No.1, Medan Syed Putra Utara, 59200 Kuala Lumpur, MALAYSIA

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区別	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	9,382,902	9,597,999	9,744,144	9,837,141	9,896,717
負債	9,310,979	9,521,810	9,663,749	9,754,868	9,810,571
純資産	71,923	76,189	80,395	82,273	86,147
行政サービス実施 コスト	54,210	44,832	63,276	-	-
行政コスト	-	-	-	105,367	254,009
経常費用	94,476	91,243	100,218	100,150	252,886
経常収益	98,889	95,061	105,041	103,197	251,534
当期総利益	6,256	5,985	4,823	4,445	5,141

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
借入金等	1,050,147
運営費交付金	15,636
育英資金返還免除等補助金	4,129
学資支給金補助金	234,087
留学生交流支援事業費補助金	7,225
寄附金収入	2,046
貸付回収金	856,412
貸付金利息等	23,773
政府補給金	112
事業収入	923
雑収入	3,291
計	2,197,780
支出	
奨学金貸与事業費	993,170
一般管理費	2,235
うち、人件費（管理系）	1,019

物件費	1,216
業務経費	17,467
うち、人件費（事業系）	3,851
物件費	13,616
特殊経費	147
借入金等償還	877,894
借入金等利息償還	28,096
学資支給基金補助金経費	1,688
学資支給金補助金経費	234,087
留学生交流支援事業費補助金経費	7,225
寄附金事業費	2,046
計	2,164,055

② 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	321,504
業務経費	315,115
寄附金事業費	2,047
一般管理費	2,109
減価償却費	2,233
臨時損失	4
収益の部	
経常収益	325,651
運営費交付金収益	14,485
自己収入	27,978
寄附金収益	2,047
補助金等収益	270,982
財源措置予定額収益	7,735
賞与引当金見返に係る収益	372
退職給付引当金見返に係る収益	217
資産見返負債戻入	1,829
財務収益	6
臨時利益	4
純利益	4,148
目的積立金取崩額	145
総利益	4,293

③ 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	△ 3,753,505
学資金貸与	△ 993,170
学資金給付	△ 235,775
人件費支出	△ 5,007
短期借入金の返済による支出	△ 1,589,853
長期借入金の返済による支出	△ 877,894
支払利息	△ 28,096

寄附金事業による支出	△ 2,026
その他の業務支出	△ 21,683
投資活動による支出	△ 420
財務活動による支出	△ 249
次年度への繰越金	226,273
資金収入	
業務活動による収入	3,787,888
運営費交付金による収入	15,636
政府補給金による収入	112
国庫補助金による収入	245,441
貸付回収金による収入	856,412
学資支給金の回収金による収入	1,010
短期借入による収入	1,589,853
長期借入による収入	1,049,976
貸付金利息	23,768
その他の業務収入	4,457
寄附金による収入	1,224
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前年度からの繰越金	192,559

※[年度計画の詳細は、リンク先（業務に関する情報（第4期中期目標期間））をご覧ください。](#)



15. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金、預金
第一種学資貸与金	: 無利子奨学金
第二種学資貸与金	: 有利子奨学金
貸倒引当金	: 第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金の回収不能見込額
その他（流動資産）	: 学資貸与金未収利息、未収消費税など
有形固定資産	: 土地、建物、車両、工具など長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
無形固定資産	: 借地権、ソフトウェアなど、長期にわたって使用または利用する無形の固定資産
投資有価証券	: 満期保有目的で保有する有価証券
破産再生更生債権等	: 延滞10年以上等の第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金の延滞債権
未収財源措置予定額	: 貸倒引当金繰入等に対し、後年度に国の財源措置が予定される額
退職給付引当金見返	: 退職金の見積計上額
その他（固定資産）	: 差入保証金など
一年以内償還予定日本学生支援債券	: 翌年度に償還が予定される債券
一年以内返済予定長期借入金	: 翌年度に返済が予定される借入金
その他（流動負債）	: 運営費交付金債務、預り金、リース債務、未払金など
日本学生支援債券	: 翌々年度以降に償還が予定される債券
長期借入金	: 翌々年度以降に返済が予定される借入金
その他（固定負債）	: 長期預り補助金等、長期預り寄附金、資産見返負債、長期リース債務など
政府出資金	: 国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	: 機構設立にあたり出えんされた資産で財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	: 損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	: 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	: 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③損益計算書

- 奨学金業務費 : 奨学金業務に要する費用
- 学資金支給業務費 : 奨学金給付業務に要する費用
- 修学支援学資金支給業務費 : 大学等における修学支援の支援に関する法律に基づく学資金支給業務に要する費用
- 留学生学資金支給業務費 : 留学生等に対する奨学金の給付等の業務に要する費用
- その他業務費 : その他留学生支援業務及び学生生活支援業務に要する費用
- 一般管理費 : 管理部門に係る費用、共通経費等
- 補助金等収益等 : 国庫補助金等、国からの運営費交付金のうち当期の収益として認識した収益
- 自己収入等 : 事業収入、受託収入などの収益
- 財源措置予定額収益 : 当期に発生した貸倒引当金繰入等に対し、後年度に国の財源措置が予定される額
- その他 : 資産見返負債戻入、賞与引当金及び退職給付引当金見返収益
- 臨時損失 : 取得時に資産見返負債を計上した固定資産の除売却による損失等
- 臨時利益 : 当期に発生した貸倒引当金の戻入益等
- 前中期目標期間繰越積立金取崩額 : 前中期目標期間中に自己収入で取得した資産の減価償却費相当額を取り崩した額

④純資産変動計算書

当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤キャッシュ・フロー計算書

- 業務活動によるキャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
- 投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
- 財務活動によるキャッシュ・フロー : リース債務の返済による支出が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

本書は、法人の全体像を簡潔に説明する資料として位置づけられており、財務情報・非財務情報の概要情報を提供しています。詳細情報は、以下のとおりホームページ等にて公表しておりますので、本書と併せてご覧ください。

【ホームページ】

◆日本学生支援機構ホームページ（ポータル）

<https://www.jasso.go.jp/>



- ・業務に関する情報（第4期中期目標期間）
(<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/gyoumu/4th.html>)
- ・財務に関する情報（第4期中期目標期間）
(<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/zaimu/4th.html>)
- ・規程等
(<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/index.html>)
- ・IR情報
(<https://www.jasso.go.jp/about/ir/index.html>)

【パンフレット】

◆JASSO 概要

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/jgyougaiyou.html>



◆JASSO OUTLINE

<https://www.jasso.go.jp/en/about/organization/index.html>

